## 厚生労働省告示第百九十八号

大臣 条 第 成二十二年四月二十日か 検定 薬 号 ) 項 事 の 指 基準及び試 法 の 第五十八条及び第六十 定 す 規 昭 る 和 定に基づき、 医 三十五年 験 薬品等 品 の 数 ら適 法 昭和三十八 薬事法第四十三条第 律第 量 ーについ 用 · 条 並 する。 百四十五 ては、 びに ただ 年厚生省告示第二百七十九号) 号) !薬事 なお従前 ŕ 第四 法施 一 項 同 . 月 十 十三条第 行 の 規 の 規 九 例 則 によ 日 定 に基づき検定を要するものとして厚生労 昭和三十六年厚 までに検 る。 項、 薬 定 事 の 一 部 法 の 申 施 生省 請 行 i を 次 **令** の 令第一号) あ 昭 和 の る も ように 三十六 の に 第 百 改 係 年 正 る手数 九 政 令第 + 料 平 働 九

平成二十二年四月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

1 「32本」 の 生物 学 を 的 製 「25本」 剤 の 表 乾燥 に改め、 B C Ğ 同表乾燥 ) 膀っこう 脱っこう 内用 (コンノー B C G膀胱内用 (日本株) ト株)の 項中「319,600田」 の項及び乾燥BCGワクチンの を「112,100円」

項を次のように改める。

1 小分製品につき内容量が液状製剤として0.1	112, 100円 1	乾燥BCGワクチン
23本		
又は1 mLに相当する量であるとき。		(日本株)
小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL	112, 100円	乾燥BCG膀胱内用

ぼうこう					
	23本	mL又は1mLに相当する量であるとき。	2 小分製品につき内容量が液状製剤として0.5	40本	5mLに相当する量であるとき。

び」を削り、 (日本株) (最終段 2の生物学的製剤の項乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)の目中「3.4.8ドびご」及び「3.3.6及 同 項乾燥BCG膀胱内用(日本株)(中間段階)の目を削り、 階) の目中「(最終段階)」 を 削 ı) 同項乾燥BCGワクチン (中間段 同項乾燥 B C G 膀胱 階) 内用 の目

を削り、

同項乾燥BCGワクチン(最終段階)

の目中「(

最終段階)」

を削る。